

改 正 案	現 行
<p>（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分） 第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分 で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十四条第一項及び第三十五条第三項各号の許可並びに同法第二十条第一項及び第三十九条第一項の規定に基づく条例の規定による処分 五 二七 略</p> <p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限） 第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法（昭和四十三年法律第一〇一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 都市緑地法第八条第一項、第十四条第一項、第二十条第一項、第二十九条、第三十五条第一項から第三項まで及び第五項から第八項</p>	<p>（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分） 第二条の五 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分 で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）第五条第一項の許可 五 二七 略</p> <p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限） 第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法（昭和四十三年法律第一〇一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 都市緑地保全法第五条第一項、第九条の七、第十八条及び第二十条第四項</p>

まで、第三十六条、第三十九条第一項、第五十条並びに第五十四条

第四項

五〇七略

一七の二 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二十三条

一八 略

一八の二 首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第一百一号）第十

三条

一八の三 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律

第百三号）第十四条

一九〇三十一 略

二・三 略

五〇七略

一八 略

一九〇三十一 略

二・三 略